

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営水利施設等保全高度化事業金蔵寺地区）計画を令和4年9月7日定めた。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課、善通寺市産業振興部農林課及び多度津町産業課において令和4年9月21日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和4年9月13日

香川県知事 池 田 豊 人